

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会
被災者見舞金支給要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会が災害救助法の適用に至らない程度の災害による被災者に対して見舞金の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、被災者とは暴風雨、洪水、地震その他の異常な自然現象又は、火事、爆発等により住家が全壊、全焼、流出あるいは半壊半焼する等の被害を受けた者をいう。

(基 準 額)

第3条 見舞金の基準額は、1世帯10,000円とする。

(委 任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。